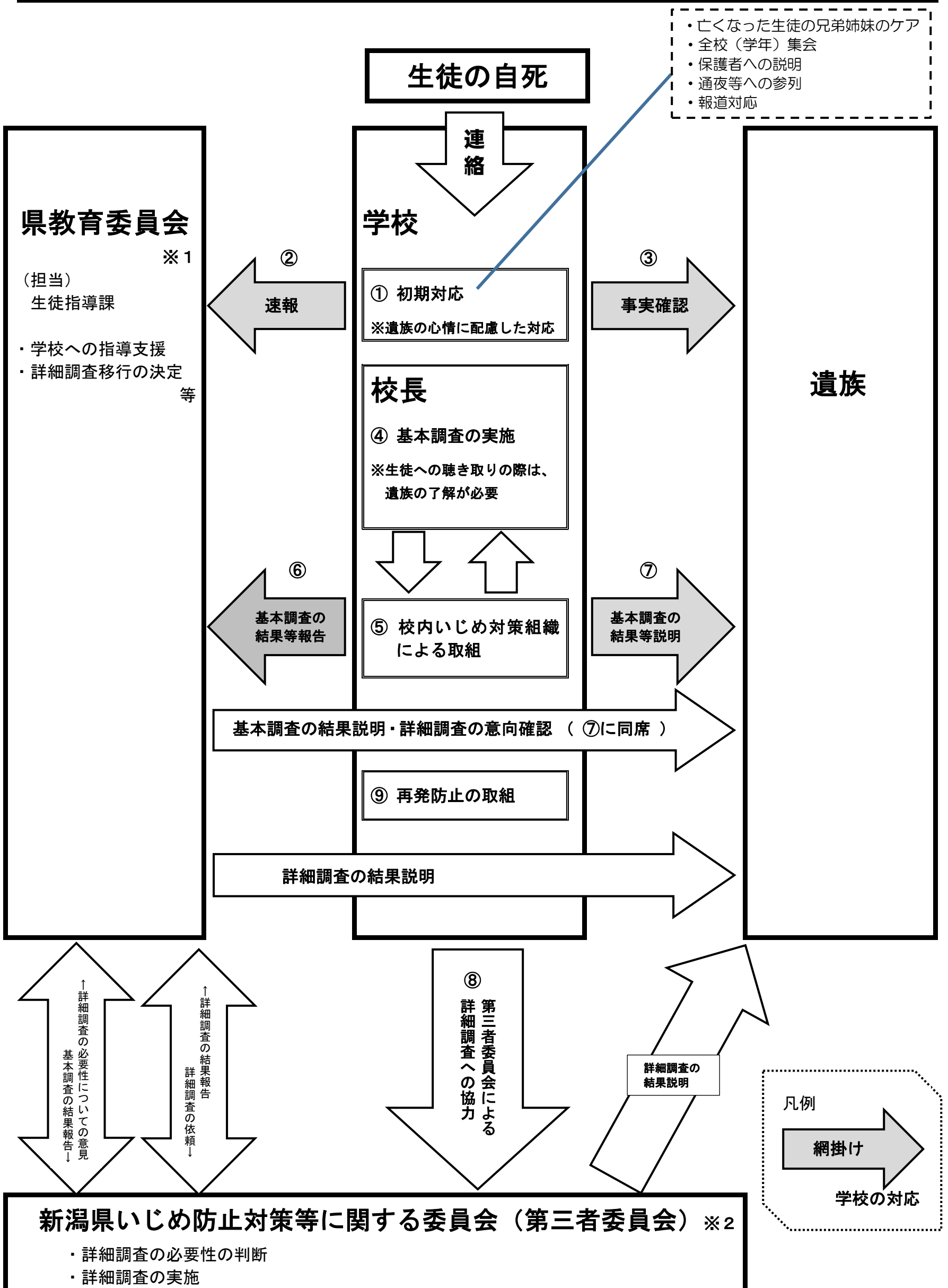


# 生徒の自死（含む疑い）の連絡があった場合の学校における対応



# 重大事態発生時の学校対応マニュアルについて

## ※1 県教育委員会

### (1) 学校への指導支援

県教育委員会は、学校が実施する基本調査を指導し支援する。

(参考：「背景調査の指針」 P. 9)

### (2) 詳細調査移行の決定

- ・ 詳細調査への移行の判断は、学校から基本調査の結果等について報告を受け、第三者委員会の意見を踏まえ、県教育委員会が行う。

(参考：「背景調査の指針」 P. 12)

- ・ いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法により対応が義務づけられており、組織を設けての調査（詳細調査）は必ず行わなければならない。

(参考：「背景調査の指針」 P. 13)

### (3) 詳細調査の意向確認

詳細調査についての県教育委員会の考えを伝えて、遺族の意向を確認することが必要である。

(参考：「背景調査の指針」 P. 11)

### (4) 詳細調査の結果説明

県教育委員会は、遺族に、調査により明らかになった事実関係を適切に説明する。

(参考：「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の運営等に関する規則」第12条第2項  
平成26年3月31日 新潟県教育委員会規則第5号)

## ※2 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会（第三者委員会）

### (1) 詳細調査の必要性の判断

県教育委員会は、詳細調査が必要かどうかの判断について、第三者委員会の意見を求め、その意見を尊重する。

(参考：「背景調査の指針」 P. 12)

### (2) 詳細調査の実施

第三者委員会においては、

ア 基本調査結果の確認

イ 学校以外の関係機関への聴き取り

ウ 状況に応じ、生徒に自殺の事実を伝えて行うアンケート、聴き取り

エ 遺族からの聴き取り

等の手順で情報収集・整理を進める。

(参考：「背景調査の指針」 P. 16)

### (3) 詳細調査の結果報告

ア 第三者委員会は、詳細調査の結果を、県教育委員会に報告する。

(参考：「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の運営等に関する規則」第12条第1項)

イ 調査組織での調査結果について、遺族に説明する。

(参考：「背景調査の指針」 P. 20)